（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「の種別割」を削り、「第四百六十三条の十五第一項及び」を「第四百四十八条第一項及び」に改め、同項の表第四百六十三条の十五第一項第二号ロの項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ロ」を「第四百四十八条第一項第二号ロ」に改め、同表第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(i)の項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(i)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(1)(i)」に改め、同表第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(ii)の項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(ii)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同表第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(i)の項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(i)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(2)(i)」に改め、同表第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(ii)の項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(ii)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(2)(ii)」に改め、同表附則第三十条第一項の表第二号ハ(1)(i)の項の項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条」に改め、同表附則第三十条第一項の表第二号ハ(1)(i)の項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(i)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(1)(i)」に改め、同表附則第三十条第一項の表第二号ハ(1)(ii)の項の項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条」に、「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(ii)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同表附則第三十条第一項の表第二号ハ(2)(i)の項の項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条」に、「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(i)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(2)(i)」に改め、同表附則第三十条第一項の表第二号ハ(2)(ii)の項の項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条」に、「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(ii)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(2)(ii)」に改める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三十六条　地方税法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

附則第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第五項から第七項までを削る。

附則第十八条第五項から第七項までを削る。

（船員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十八条　船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち地方税法附則第九条第十五項の改正規定中「附則第九条第十五項」を「附則第九条第十四項」に改める。

（財務省設置法の一部改正）

第三十九条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「は「内国税」を「は、「内国税」に改め、「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加え、「と、「徴収」とあるのは「徴収並びに同法附則第五条の四第十二項の規定による通知」と読み替えるもの」を削る。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第三号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同項第九号中「平成十七年度から令和六年度まで」を「令和七年度から令和十二年度まで」に改め、同項第十号、第十一号、第十四号及び第十五号中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項の表第二十一号中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同表第四十号(1)及び(2)中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同表第四十二号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表第四十三号中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同表第四十四号中「地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和七年度まで」を「地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和十七年度まで」に改め、同号(1)中「特別法人事業譲与税の減収補塡のため平成十七年度から令和六年度まで」を「特別法人事業譲与税の減収補塡のため平成十八年度から令和七年度まで」に、「）の減収補塡のため平成十七年度から令和六年度まで」を「）の減収補塡のため平成十七年度から令和七年度まで」に改め、同表第四十五号中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同項第九号中「平成十七年度から令和六年度まで」を「平成十八年度から令和七年度まで」に改め、同項第十号、第十三号及び第十四号並びに同表市町村の項第八号から第十号まで、第十三号及び第十四号中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第十四条第一項中「とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」、「、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」及び「、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、同条第三項の表道府県の項第八号を次のように改める。

八　自動車税	当該道府県の区域内に定置場を有する地方税法第百四十五条に規定する自動車の台数

第十四条第三項の表市町村の項第三号を次のように改める。

三　軽自動車税	当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車等の種類別の台数